

神奈川県庁インターンシップ実施要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、神奈川県（以下「県」という。）が実施する学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、学生等に対し神奈川県庁（以下「県庁」という。）における就業体験の機会を設けることにより、学生等の職業意識の向上及び県政に対する理解の増進を図ることを目的とする。

(実習対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校、県内の専修学校及び県内の各種学校（大学院及び短期大学を含む。以下「大学等」という。）の学生又は生徒とする。ただし、高等専門学校については第4学年以上に在籍する学生、専修学校については専門課程又は一般課程に在籍する生徒に限る。

(実習生の受入手続)

第4条 インターンシップにより在籍する学生等を実習させようとする大学等の代表者は、別途定めるインターンシップ実習生受入協議書を神奈川県総務局組織人材部人事課長（以下「人事課長」という。）に提出しなければならない。

- 人事課長は、受入の可否及び実習を行う所属を決定し、その旨を当該大学等の代表者に通知するものとする。

(実習プログラム等)

第5条 インターンシップによる実習を行う所属（以下「受入所属」という。）の所属長は、実習の内容、日程等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

- 受入所属の所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属の職員の中から実習担当者を指名するものとする。

(報酬等)

第6条 県は、インターンシップにより県庁において実習を行う学生等（以下

「インターンシップ実習生」という。) に対して、報酬・賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。ただし、実習の実施に伴い生じる交通費については、この限りでない。

(募集期間及び実習期間)

第7条 募集期間は毎年5月から6月までの間において、実習期間は毎年7月から9月までの間において人事課長が定める。ただし、学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院の学生を対象とするものについては、この限りでない。

- 2 前項によることができない場合は、受入所属の所属長は、人事課長と協議のうえ、自ら募集期間及び実習期間を定め、募集及び受入等の手続きを行うことができる。この場合において、第4条第1項中「神奈川県総務局組織人材部人事課長（以下「人事課長」という。）」とあり、第4条第2項及び第11条中「人事課長」とあるのは「受入所属の所属長」と読み替えるものとする。

(実習時間)

第8条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特に必要と認められる場合には、人事課長が別に定めることができる。

(服務)

第9条 インターンシップ実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

- 2 インターンシップ実習生は、実習時間中、神奈川県職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、人事課長、受入所属の所属長及び実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。
- 3 インターンシップ実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- 4 インターンシップ実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に受入所属の所属長の承認を得なければならない。
- 5 インターンシップ実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

(誓約)

第 10 条 インターンシップ実習生は、別途定める誓約書を、事前に県に対して提出しなければならない。また、インターンシップ実習生が在籍する大学等の代表者（以下「大学等の代表者」という。）は、この誓約の遵守について指導徹底するものとする。

(実習の中止)

第 11 条 人事課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

(1) インターンシップ実習生が第 9 条の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。

(2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 人事課長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

(事故責任等)

第 12 条 インターンシップ実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 インターンシップ実習生は、故意又は過失をもって第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定に反する行為により、県又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。

(実習の証明)

第 13 条 受入所属の所属長は、大学等の代表者から実習内容等について証明を求められたときはこれを行うものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、人事課長が定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。